

年金

情報ファイル Information File

平成29年度の年金額と年金保険料額のお知らせ

年金額 国民年金を受給している方の年金額は表1のとおりです。年金の受け取りは、偶数月の年6回です。

年金保険料

・定額保険料／1万6,490円
・付加保険料(月額400円)を加えた保険料／1万6,890円
※割引額は複利原価法により計算します。(表2参照)

※前納する場合、2年分・1年分・半年分をまとめて納めれば、割引が



受けられます。
※前納割引を受けるための納付期限は次のとおりです。

・1年、2年前納期限：5月1日(月)
・半年前納期限

【上期】：5月1日(月)
【下期】：10月31日(火)

※これを過ぎると前納割引制度が受けられませんので、注意してください。

納付は口座振替で 口座振替を利用すれば、前納の割引額も大きくなります。また、納めに行く手間を省け、納め忘れもなく安心です。

問合せ先

困市民窓口グループ(内線216)

<表1>

年金の種類		平成29年度
老齢基礎年金		779,300円
障害基礎年金	1級	974,125円
	2級	779,300円
遺族基礎年金(子1人)		1,003,600円
子の加算額	1、2人目	224,300円
	3人目以降	74,800円

<表2>

	定額保険料			定額+付加保険料		
	197,880円			197,880円+4,800円		
年額(月払い)	197,880円			197,880円+4,800円		
納付方法	2年前納	1年前納	半年前納	2年前納	1年前納	半年前納
納付額	379,560円	194,370円	98,140円×2回	388,810円	199,080円	100,520円×2回
割引額	14,400円	3,510円	800円×2回	14,750円	3,600円	820円×2回

国保

国民健康保険 一部負担金の減免・徴収猶予

国民健康保険の加入世帯が次のような理由で生活が困難になったとき、医療機関の窓口で支払う一部負担金が減免または徴収猶予される制度があります。

◆対象となる理由

- ① 震災、風水害、火災そのほかこれに類する災害により死亡したとき、心身障がい者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき
- ② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき
- ③ 事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき

※対象者本人からの申請があり、必要があると認められるとき、一部負担金の減免、徴収猶予を行います。

※条件により対象とならない場合があります。詳しくは、問い合わせてください。